

# 耐久試験環境 レンタルラボ 利用規約

ユアシステム機器株式会社

## 第1条 (目的)

本利用規約は、ユアシステム機器株式会社（以下「当社」という）の提供する、耐久試験環境レンタルラボ（以下「当社レンタルラボ」という）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (個別レンタル契約の成立)

当社レンタルラボの利用にあたっては、利用を希望する者（以下「利用希望者」という）が、その旨を当社もしくは当社の承認する会社経由にて申し出、当社より当該利用申込に対する個別の見積を得るものとする。当該見積内容ならびに本利用規約に利用希望者が同意し、当社に対して利用を申し込む旨を書面にて提出し、かつ当社がこれを受け入れた場合に、個別レンタル契約が成立するものとする。

## 第3条 (レンタル料金)

レンタル料金については、前第2条に基づき当社より利用希望者に対し個別に提示される見積によるものとする。

## 第4条 (遵守事項)

当社レンタルラボ利用者（以下「利用者」という）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、当社レンタルラボ内に設置された当社製の試験機器並びにその他設備を、当社より示された適切な使用方法に基づいて使用するものとし、使用にあたっては常に善良な管理者としての注意義務を負うものとする。
- (2) 利用期間、利用時間ならびに立ち入り人数等は、申込時に当社が承諾した範囲とすること
- (3) 利用者は、レンタル期間終了時に原状回復を行うこと
- (4) 建造物、試験機器・設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
- (5) 貴重品等は、利用者の責任において管理すること

2. 前項各号に違反して利用者に損害が生じた場合、その原因の如何にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものとする。

3. 利用者の責により生じた、建造物、試験機器・設備及び什器備品の滅失棄損については、利用者が当社に対して損害賠償の責任を負うものとする。（但し、通常の使用による摩耗・劣化等についてはこの限りではない）

## 第5条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間の延長については、以下の通りとする。

- (1) レンタル期間を、当初定めた期間より延長する場合は、利用者は事前に当社に通知し、承諾を得るものとする

- (2) レンタル期間を延長した場合の延長料金については、利用者と当社で個別に協議し、決定するものとする。
- (3) レンタル期間の延長については、他利用者の利用予定等により認められない場合があることを利用者は承諾する。その場合利用者は当社レンタルラボの利用目的が達せられているか否かにかかわらず、当初個別レンタル契約により合意したレンタル期間満了日迄に当社レンタルラボを原状に復し、返却・退室しなければならない。

#### 第6条（レンタル料金の支払い）

- (1) レンタル料金は、レンタル期間開始時に当社より提示する見積の支払い条件に従って支払うものとする。但し、当該レンタル期間中に当社レンタルラボ内で行われる試験等を当社が代行する場合（以下、「ラボ代行サービス」という）は、代行した試験の完了時にレンタル料金を支払うものとする。
- (2) 総レンタル期間（第5条に基づくレンタル期間の延長も含む）が1か月を超える場合で、利用者の同意がある場合は、前号に代えて以下の支払方法を適用することができるものとする。

レンタル期間の開始時に、1か月分のレンタル料金を支払うものとし、以降同様とする。なお、レンタル終了日の属する月については、終了日から月末までのレンタル料金は日割り計算とする。
- (3) 本条1号但書に関わらず、総レンタル期間が1か月を超える「ラボ代行サービス」の場合も、前号の規定が準用されるものとする。

#### 第7条（禁止事項）

利用者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 当社の承認しない目的のための利用
- (2) 事前に届出のない機器・設備・什器等の持ち込み並びに使用
- (3) 当社レンタルラボ内での飲食は、当社指定場所に限るものとし、その際には利用者は、当社レンタルラボ内の試験機器及びその他の設備等を汚損・破損することの無いよう、本規約第4条に則り最大限の注意を払うものとする。また、喫煙については、利用者自身で携帯灰皿を用意の上、当社指定場所のみにて行うものとする。
- (4) 騒音・臭気・振動・発火等の危険性のある物品の持込み
- (5) 当社レンタルラボの敷地内での立て看板・ビラ配布等の宣伝、営業行為
- (6) 政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用、他の当社レンタルラボ利用者及び近隣の環境に迷惑や悪影響を及ぼすと当社が判断する行為

#### 第8条（利用制限）

利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、当社レンタルラボの利用の取消等の措置を取ることができるものとする。

- (1) 利用申込時の内容に偽りがある場合
- (2) 第三者に転貸又は譲渡した場合
- (3) 本利用規約に違反した場合

- (4) 公序良俗に反する場合
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合
- (6) その他、当社の指示に従わない場合

#### 第9条（免責）

当社は以下の場合、無条件でその状況に従い当社レンタルラボの利用を一時停止もしくは中止あるいは当社レンタルラボ利用契約の一部または全部の解約できるものとする。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波等の天変地変または戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の人災により当社レンタルラボの利用ができなくなり、またはできなくなる恐れがあるとき。
- (2) 法令の制定または改廃、公権力による命令処分、電力会社による電力供給停止その他の当社の責に帰すことのできない事由により当社レンタルラボの利用ができなくなる事由が発生し、当社が必要と判断したとき。
- (3) 前項および本規約第7条の措置により、利用期間の途中で利用が一時停止、中止、もしくは取り消された場合でも、利用者は当初の利用期間に基づくレンタル料金を当社に支払う義務を負う。また、本条に基づく利用の取消が利用期間開始前になされた場合で、既に当社に支払われたレンタル料金、予約金等がある場合には、これを返却しない。

#### 第10条（権利の帰属）

当社レンタルラボの利用により利用者が得た試験結果、およびそれに基づく発明、著作等については、その権利は原則としてすべて利用者に帰属する。但し、利用期間中およびその前後において、当社の技術者が利用者に対してその試験方法等に対して行ったサポートが、当該発明や著作に寄与したと認められる場合には、当該権利の帰属は利用者と当社の協議により、これを定めるものとする。

#### 第11条（機密保持）

利用者並びに当社は、当社レンタルラボの利用を通して知りえた試験機器や試験方法その他いかなる情報も、相手方の承諾なく第三者に漏洩、もしくは自己の用に供してはならない。

#### 第12条（特約条項）

本規約について、別途書面により利用者と当社の間で別途特約（以下「特約条項」という）を取り決めた場合は、その特約条項は本規約と一体となり、本規約を補完、修正するものとする。また、本規約と異なる内容を特約条項にて取り決めた場合は、特約条項が本規約に優先して適用されるものとする。

#### 第13条（紛争の解決）

本規約に定めるもののほか、当社レンタルラボの利用に関し疑義や争いが生じた場合には、利用者および当社は、信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとする。

但し、紛争が利用者および当社の協議により解決しない場合は、当該紛争の解決にあたっては、岡山地方裁判所または岡山簡易裁判所を第一審の裁判所とすることに、利用者と当社は合意する。

第 14 条（本規約の変更）

当社は、当社のレンタルラボ HP に掲載することにより、必要に応じて随時本規約を変更することができるものとする。

2. 前項により本規約が変更された後に利用者が当社にレンタルラボ利用契約にかかる申込みを行ったときは、利用者は当該変更を承認したものとみなす。

以 上

附 則

YSRPLUR\_1.00 (2020/6/20 制定)

YSRPLUR\_1.01 (2020/8/12 一部改訂)

YSRPLUR\_1.02 (2022/10/1 一部改訂)

(以下余白)